

専決処分につき承認を求めることについて
(滋賀県税条例の一部を改正する条例)

1 趣旨

第217回国会に提出された「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の成立・公布に伴って改正が必要となる滋賀県税条例等の規定のうち、令和7年4月1日に施行すべきものについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づく知事の専決処分により改正したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めようとするもの。

2 改正の概要

(1) 不動産取得税の特例措置等の適用期限の延長【特に規定がないものについては令和9年3月31日まで延長】

- ア 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する土地に係る課税標準の特例措置(付則第8条第1項関係)
- イ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条第2項関係)
- ウ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条第3項関係)
- エ 投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条第4項関係)
- オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置【令和12年3月31日まで延長】(付則第8条第5項関係)
- カ 公益社団・財団法人が重要無形文化財の公演のために取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条第8項関係)
- キ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する共同利用施設に係る課税標準の特例措置(付則第8条第9項関係)
- ク サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例措置(付則第8条第10項関係)
- ケ 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条第11項関係)
- コ 居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置(付則第8条第13項関係)
- サ サービス付き高齢者向け住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置(付則第9条第1項関係)
- シ 宅地建物取引業者が取得する既存住宅に係る税額の減額措置(付則第9条第2項関係)
- ス 宅地建物取引業者が取得する既存住宅の敷地の用に供する土地に係る税額の減額措置(付則第9条関係第7項)

(2) 軽油引取税

ア 軽油引取税の課税標準に係る規定の整備(第55条関係)

特約業者および元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、または他の者に譲渡した場合や、特約業者または元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化します。

イ 「みなす課税(消費)」の免除(付則第10条の2の6関係)

鉄道事業または軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に規定する特定旅客輸送事業者等に限る。)のうち地方税法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行った軽油を鉄道用車両または軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合について、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとします。(付則第10条の2の6関係)

(3) 環境性能割の課税標準の特例措置の延長(付則第10条の2の12関係)

ア バリアフリー車両(ノンステップバス・リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー)に係る特例措置の延長【令和9年3月31日まで】

イ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長等

対象車両	搭載装置	措置期間	取得価格からの控除額
バス(立席を有しないもの) 3.5t超のトラック・トラクタ	衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	令和7年3月31日 →令和9年3月31日 までに延長	175万円
8t超のトラック・トラクタ	側方衝突警報装置	令和6年4月30日 まで	175万円
	上記2装置搭載		350万円

適用期間の終了に伴い、規定の削除

3 施行期日

令和7年4月1日

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、不動産取得税、軽油引取税および自動車税について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 不動産取得税

次のとおり特例措置等の適用期限を延長することとします。

ア 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

イ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

ウ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

エ 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和12年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

カ 公益社団法人または公益財団法人が取得する文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

キ 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

ク 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

ケ 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

コ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第8条関係）

サ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第9条関係）

シ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第9条関係）

ス 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第9条関係）

(2) 軽油引取税

ア 特約業者および元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、または他の者に譲渡した場合や、特約業者または元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化することとします。（第55条関係）

イ 鉄道事業または軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する特定旅客輸送事業者等に限る。）のうち地方税法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行った軽油を鉄道用車両または軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、軽油引取税を課さないこととします。（付則第10条の2の6関係）

(3) 自動車税

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者が路線定期運行の用に供する自動車または一般貸切旅客自動車運送事業を営営する者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。（付則第10条の2の12関係）

イ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとします。

(付則第 10 条の 2 の 12 関係)

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとします。(付則第 10 条の 2 の 12 関係)

エ 一定の乗用車、バスまたは車両総重量が 3.5 トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長することとします。(付則第 10 条の 2 の 12 関係)

3 その他

- (1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
第1条～第54条 省略 (軽油引取税のみなす課税) 第55条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡または輸入に対し、当該消費、譲渡または輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡または輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡または輸入をする者に課する。 (1)～(6) 省略 2～6 省略 第56条～第146条 省略	第1条～第54条 省略 (軽油引取税のみなす課税) 第55条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡または輸入に対し、当該消費、譲渡または輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡または輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量<u>(第1号または第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、または課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、法第144条の32第1項第1号または第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費または譲渡に係る軽油に既に軽油引取税または揮発油税が課され、または課されるべき軽油または揮発油が含まれているときは、当該消費または譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油または揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)</u>を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡または輸入をする者に課する。 (1)～(6) 省略 2～6 省略 第56条～第146条 省略

付 則

第1条～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

- 2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第11項におい

付 則

第1条～第7条の4 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日から令和9年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する。

- 2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（同法第4条第1項の規定による届出を行つたものに限る。）で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第11項におい

て同じ。)で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。)の施行の日の翌日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産(次項において「特定資産」という。)のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人(同法第187条の登録を受けたものに限る。)で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日

て同じ。)で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。)の施行の日の翌日から令和9年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産(次項において「特定資産」という。)のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和9年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人(同法第187条の登録を受けたものに限る。)で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日

から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

- 5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で施行令附則第7条第9項に規定するもの（法律の規定により同法第2条第3項第1号または第2号に掲げる者がその事務または事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により同条第1項に規定する公共施設等（同項第3号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）および同項第5号に掲げる施設を除く。）の用に供する家屋で施行令附則第7条第10項に規定するものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

6・7 省略

- 8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相

から令和9年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

- 5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で施行令附則第7条第9項に規定するもの（法律の規定により同法第2条第3項第1号または第2号に掲げる者がその事務または事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により同条第1項に規定する公共施設等（同項第3号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）および同項第5号に掲げる施設を除く。）の用に供する家屋で施行令附則第7条第10項に規定するものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和12年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

6・7 省略

- 8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相

当する額を価格から控除する。

9 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で同条第14項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を令和7年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるも

当する額を価格から控除する。

9 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で同条第14項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を令和9年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるも

のに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とする。

- 11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の18第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価額の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)・(2) 省略

- 12 省略

のに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とする。

- 11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の18第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価額の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)・(2) 省略

- 12 省略

13 都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する者が同法第109条の9の規定による公告があつた同法第109条の7第1項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第13項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

14・15 省略

第8条の2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第8条第1項に規定するものの用に供する土地の取得を令和7年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第

13 都市再生特別措置法第109条の7第2項第1号に規定する者が同法第109条の9の規定による公告があつた同法第109条の7第1項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第13項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

14・15 省略

第8条の2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第8条第1項に規定するものの用に供する土地の取得を令和9年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第

5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第 8 条第 1 項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第 2 項に規定するものと、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

- 2 宅地建物取引業法第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から 10 年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から 2 年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第 9 条第 1 項に規定するもの（以下この項および第 5 項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第 9 条第 2 項に規定するもの（以下この項、次項および第 5 項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取

5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第 8 条第 1 項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第 2 項に規定するものと、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

- 2 宅地建物取引業法第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から 10 年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から 2 年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第 9 条第 1 項に規定するもの（以下この項および第 5 項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第 9 条第 2 項に規定するもの（以下この項、次項および第 5 項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取

得税については、当該取得が令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

3・4 省略

5 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の2に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じ

得税については、当該取得が令和9年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

3・4 省略

5 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の2に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じ

て得た金額) に税率を乗じて得た額を減額する。

6・7 省略

第9条の2～第10条の2の5 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 省略

2～6 省略

(新設)

第10条の2の7～第10条の2の11 省略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一

て得た金額) に税率を乗じて得た額を減額する。

6・7 省略

第9条の2～第10条の2の5 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 省略

2～6 省略

7 鉄道事業または軌道事業を営む者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者または同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。)のうち法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油(第54条第3項に規定する炭化水素油をいう。)である軽油を鉄道用車両または軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第55条第1項(第5号(軽油の消費に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7～第10条の2の11 省略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一

般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項および次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。）で最初の第61条第3項に規定する新規登録（以下この条から付則第10条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 省略

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港または同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定す

般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項および次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。）で最初の第61条第3項に規定する新規登録（以下この条から付則第10条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 省略

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港または同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定す

るものに限る。)にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。)を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 省略

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 省略

4 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。))が8トンを超えるトラック(施行規則附則第4条の11第11項に規定する被けん引自動車を除く。次項および第6項において同じ。))であつて、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項および次項において「側方衝突警報装置」という。))に係る保安上

るものに限る。)にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。)を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 省略

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 省略

(削除)

または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）および同条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項および第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受け
るものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額」とする。

5 車両総重量が8トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の11第12項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「と
いう。）」から175万円を控除して得た額」とする。

6 乗用車（施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）、

(削除)

4 乗用車（総務省令で定める ものに限る。）、

